

議会経費削減に関する検討結果報告

平成31年2月12日

三重県議会議会改革推進会議
議会経費削減に関する検討プロジェクト会議

はじめに

平成 30 年 5 月の議長選挙に先立つ所信表明会において、議長から議会経費の削減について検討したい旨の発言があった。その後、同年 6 月の代表者会議で、議長から議員報酬や政務活動費等の議会経費削減について、議会改革推進会議で検討を進めることの提案があり、同会議で検討を行うことが決定され、同年 7 月の議会改革推進会議役員会において、「議会経費削減に関する検討プロジェクト会議」が設置された。

この度、合計 14 回にわたる会議を開催し、検討を進めてきた結果を報告する。

I 旅費についての検討

議員の旅費については、公務に関する旅費は「三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」に規定されており、この条例に定めるもののほかは、一般職に属する県職員の例によるとされている。また、政務活動に関する旅費は「政務活動費ガイドライン」に規定されており、公務に関する旅費の支出基準を参考にするとされている。

この状況のなか、議員の旅費の支出の例としている、職員の旅費について定めた「職員等の旅費に関する条例」と「知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例」の一部を改正する条例案が 9 月定例会に提出され、平成 31 年 1 月 1 日に施行される予定であったことから、プロジェクト会議では、まず、旅費について検討を行い、その後その他の経費について検討を行うこととした。

議員の旅費についての検討にあたっては、職員等の旅費に関する改正内容を踏まえ、プロジェクト会議の委員、構成会派で検討するとともに、構成会派以外 5 会派の意見も別紙 1 のとおり集約し、議論を重ねた。

しかしながら、プロジェクト会議での議論による合意は難しい状況であった

ことから、正副座長案を提示し、それをもとに検討を行うこととした。平成 30 年 10 月 30 日の第 3 回会議で正副座長案を提示し、同年 11 月 14 日の第 4 回会議において、正副座長案が了承され、プロジェクト会議としての改正案を別紙 2 のとおり決定した。

プロジェクト会議の旅費についての改正案は次のとおりである。

◎公務雑費

現行の 3,000 円/日の定額部分を、実費化する。早朝加算、夜間加算は廃止する。

【現行】

3,000 円/日
(早朝加算 1,000 円/日、
夜間加算 1,000 円/日)

【改正後】

実費化

◎政務雑費

現行の 3,000 円/日の定額部分を、実費化する。

※定額部分に含まれていた携帯電話使用料等の通信費は、政務活動費の中で別途計上する。

【現行】

3,000 円/日

【改正後】

実費化

(携帯電話使用料等通信費は別途計上)

◎宿泊料

現行の 16,500 円/夜を、甲地方 15,500 円/夜と乙地方 14,200 円/夜にする。併せて食卓料を、3,300 円から 3,100 円にする。

※甲地方は、職員等の旅費に関する条例で規定する地域をいい、乙地方は、その他の地域をいう。

【現行】
16,500 円／夜

(食卓料 3,300 円)

【改正後】
甲地方 15,500 円／夜
乙地方 14,200 円／夜
(食卓料 3,100 円)

◎車賃

現行の 30 円／km を、23 円／km とする。

【現行】
30 円／km

【改正後】
23 円／km

◎特急料金

現行のとおり利用した場合に支給とする。

◎施行期日

公務関係旅費については、2019 年 1 月 1 日から施行する。

政務活動費関係旅費については、2019 年 5 月 1 日から施行する。

また、旅費にかかる諸規程の改正については、平成 30 年 12 月 6 日の代表者会議において「旅費にかかる諸規程の改正作業も議会改革推進会議で行ってほしい」との依頼があり、これをうけてプロジェクト会議の目的に「旅費にかかる諸規程の改正作業を行う」を追加し、「三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」の一部改正条例案や「政務活動費ガイドライン」の改正案等、旅費にかかる諸規程改正案の作成を行った。

Ⅱ 旅費以外の経費についての検討

旅費についての改正案が決定したことから、引き続き、旅費以外の経費についての検討を開始した。

平成 30 年 11 月 21 日の第 5 回会議において第 4 回会議で報告されたプロジェ

クト会議構成会派の意見や構成会派以外の5会派の意見も集約し、議論を重ねた。同年12月7日に開催された第9回会議の時点で各会派の意見は別紙3のとおりとなったが、これ以上の議論によるプロジェクト会議での合意は難しい状況であったことから、正副座長案を提示することとした。

第10回会議、第11回会議と正副座長案についての検討を行い、修正を加えて最終的に別紙4の正副座長案が同年12月20日の第12回会議で了承され、プロジェクト会議の改正案として決定した。

プロジェクト会議の旅費以外の経費についての改正案は次のとおりである。

◎議員報酬

現行の報酬月額から10%減額する。実施期間は、2019年5月から2023年4月とする。

	【現行】	【改正後】
・議長	102万円	91.8万円(▲10%)
・副議長	90万円	81万円(▲10%)
・議員	83万円	74.7万円(▲10%)

※実施期間 2019年5月～2023年4月(4年間)

◎政務活動費

現行の1人当たり交付月額の30%を会派分から減額する。実施期間は、2019年5月から2023年4月とする。

	【現行】	【改正後】
交付月額	33万円	23.1万円(▲30%)
(議員分	18万円	18万円)
(会派分	15万円	5.1万円)

※実施期間 2019年5月～2023年4月(4年間)

※附帯事項（改選後の対応）

・上記の改正を実施した後の議員報酬及び政務活動費については、2019年の改選後の議会において、三重県議会基本条例に基づく第三者機関の設置を検討し、その第三者機関の答申を踏まえて、改めて金額及び期間について協議を行う。

・ペーパーレス化及びWi-Fi環境整備に向けた検討を行う。

Ⅲ まとめ

これらの議会経費削減に関する検討結果による年間削減見込額は、旅費については約200万円（平成29年度実績に基づく試算）、議員報酬については約5,100万円、政務活動費については約6,100万円となり、合計で約1億1,400万円となった。

旅費の改正についての各党派意見

	新政みえ	自由民主党県議団	公明党	日本共産党	草の根運動いが	プロジェクト会議構成党派以外の5党派の意見
公務雑費	現行のとおり (早朝・夜間加算は廃止)	現行のとおり (早朝・夜間加算は廃止)	実費化	実費化	実費化	・現行のとおり(早朝・夜間加算は廃止)……2党派(自民党、青峰) ・実費化……………2党派(鷹山、能動) ・現行から2,500円に引下げ(早朝・夜間加算は廃止)……1党派(大志)
政務雑費	実費化 (携帯電話使用料等通信費は別途計上)	現行のとおり	実費化	実費化	実費化	・現行のとおり……………2党派(自民党、青峰) ・実費化……………2党派(鷹山、能動) (携帯電話使用料等通信費は別途計上……1党派(能動)) ・現行から2,500円に引下げ……1党派(大志)
宿泊料	甲地方15,500円/夜 乙地方14,200円/夜	甲地方15,500円/夜 乙地方14,200円/夜	実費化 (甲地方15,500円/夜、乙地方14,200円/夜を上限)	実費化 (甲地方15,500円/夜、乙地方14,200円/夜を上限)	実費化 (一律14,200円/夜を上限)	・甲地方15,500円/夜、乙地方14,200円/夜 ……4党派(自民党、鷹山、大志、青峰) (甲地方の地域は必要に応じて見直し……1党派(自民党)) ・実費化(15,500円/夜、乙地方14,200円/夜を上限)……1党派(能動)
車賃	23円/km	23円/km	23円/km	23円/km	23円/km	・23円/km……5党派
食卓料	3,100円	3,100円	3,100円	3,100円	3,100円	・3,100円……5党派
施行期日	公務関係旅費は2019.1.1 政務活動関係旅費は2019.5.1	公務関係旅費は2019.1.1 政務活動関係旅費は2019.5.1	公務関係旅費、政務活動関係旅費とも2019.1.1	公務関係旅費、政務活動関係旅費とも2019.1.1	公務関係旅費は2019.1.1 政務活動関係旅費は2019.5.1	・公務関係旅費は2019.1.1、政務活動関係旅費は2019.5.1 ……3党派(自民党、鷹山、青峰) ・公務関係旅費、政務活動関係旅費とも2019.1.1 ……2党派(能動、大志)

【プロジェクト会議構成党派以外の党派からのその他意見】

・特急料金についても職員に準じた基準(特急の利用区間が50km以上の場合に支払)にしてはどうか。(能動)

・議員定数を45人から51人にしたことよって、来期に必要となってきた6議員分の差額をどう捻出していくのか。政務活動費や報酬の前減について話し合っていたきたい。(鷹山)

議員の旅費についての改正案

	現 行	改正後
公務雑費	3,000 円/日 (早朝加算 1,000 円/日、夜間加算 1,000 円/日)	実費化
政務雑費	3,000 円/日	実費化 (携帯電話使用料等通信費は別途計上)
宿泊料	16,500 円/夜 (食卓料 3,300 円)	甲地方 15,500 円/夜 乙地方 14,200 円/夜 (食卓料 3,100 円)
車賃	30 円/km	23 円/km
特急料金	利用した場合に支給	現行のとおり
施行期日	—	公務関係旅費 2019 年 1 月 1 日 政務活動関係旅費 2019 年 5 月 1 日

＜議会経費に関する各党派意見＞

別紙3

1. 議員報酬、政務活動費

		新政みえ	自由民主党県議団	公明党	日本共産党	草の根運動い	プロジェクト会議構成会派以外の5会派の意見
議員報酬	金額	74.7万円	第三者の審議会等に委ねる	74.7万円	74.7万円	74.7万円	【自民党、青峰】誰であっても議員になれらという民主主義の根源的な問題であり、年末をメドとするスケジュールでは議論しきれないと考える。改選後に議論すべき。 【能動】10%カット(期間:2019年5月～2023年4月(4年間)) 【鷹山】10%カット(期間:2019年5月～)
	削減内容(円、%)	▲8.3万円(▲10%) (正副議長も同じ)		▲8.3万円(▲10%) (正副議長も同じ)	▲8.3万円(▲10%) (正副議長も同じ)	▲8.3万円(▲10%) (正副議長も同じ)	
政務活動費	期間	2019年5月～2023年4月(4年間)	—	2019年1月～2023年4月	決定次第 すみやかに	2019年5月～2023年4月(4年間)	【自民党、青峰】年末をメドとするスケジュールでは政務活動費の深いところまで議論しきれないと考える。改選後に議論すべき。 【能動】30%カット(期間:2019年5月～2023年4月(4年間)) 【鷹山】30%カット(期間:2019年5月～)
	金額	23.1万円	26.4万円	23.1万円	23.1万円	23.1万円	
	削減内容(円、%)	▲9.9万円(▲30%)	▲6.6万円(▲20%)	▲9.9万円(▲30%)	▲9.9万円(▲30%)	▲9.9万円(▲30%)	
制度等	期間	2019年5月～2023年4月(4年間)	2019年5月～2023年4月(4年間)	2019年5月～	2019年5月～	2019年5月～2023年4月(4年間)	【自民党、青峰】現状は事務負担が非常に大きく、事務をするために議員活動の時間が削られるという本来転倒な状態になっている。また、抜分が多く、政務活動費をより使いやすくする必要がある。これらの課題を解消すべきである。
	削減等	・会派分一本化して交付 ・議員報酬と政務活動費の議論をスピーディーに行う	・議員報酬一本化して交付 ・議員分一本化して交付	・会派分一本化して交付 ・海外視察費は、政務活動費の支出から除外	・会派分一本化して交付	・会派分一本化して交付	
合計削減額(年間)		▲1億1,169.6万円	▲4,039.2万円	▲1億1,169.6万円	▲1億1,169.6万円	▲1億1,169.6万円	【大志】削減を検討する際、政務活動費(特に会派分)から捻出しようとする傾向が過去においてもあるが、議員報酬、政務活動費はそれぞれの目的を有しており、議員報酬、政務活動費を一体で考えているのではないかと誤解を招くことは避けべきである。
【表の上の報告額】 議員報酬(月額):議員83万円(議長102万円、副議長90万円) 政務活動費(月額):33万円(議員分18万円、会派分15万円)		—	—	—	—	—	

2. その他の経費

							【自民党】議員控室のノートパソコンが全員支給となっているが、希望者のみに支給する選択制としてはどうか。
--	--	--	--	--	--	--	---

議員報酬、政務活動費等についての改正案

		現行	改正後
議員報酬(月額)	金額	議長 102万円	91.8万円 (▲10%)
		副議長 90万円	81万円 (▲10%)
		議員 83万円	74.7万円 (▲10%)
	期間	—	2019年5月～ 2023年4月(4年間)
政務活動費(月額)	金額	33万円 (議員分 18万円 会派分 15万円)	23.1万円 (議員分 18.0万円 会派分 5.1万円) (会派分▲30%)
	期間	—	2019年5月～ 2023年4月(4年間)
	制度	議員分、会派分併用	現行のとおり
合計削減額(年間)		—	▲1億1,169.6万円 (議員報酬 ▲5,110.8万円 政務活動費 ▲6,058.8万円)
附帯事項 (改選後の対応)		<p>○上記の改正を実施した後の議員報酬及び政務活動費については、2019年の改選後の議会において、三重県議会基本条例に基づく第三者機関の設置を検討し、その第三者機関の答申を踏まえて、改めて金額及び期間について協議する。</p> <p>○ペーパーレス化及びWi-Fi環境整備に向けた検討を行う。</p>	

参 考 資 料

<検討経過>

年 月 日	内 容
平成 30 年 7 月 13 日	議会改革推進会議役員会
	・ 議会経費削減に関する検討プロジェクト会議を設置
9 月 14 日	第 1 回プロジェクト会議
	・ 座長及び副座長等の確認について
	・ 今後の進め方等について
	・ 今後の検討について
10 月 1 日	第 2 回プロジェクト会議
	・ 旅費について
10 月 30 日	第 3 回プロジェクト会議
	・ 旅費について
11 月 14 日	第 4 回プロジェクト会議
	・ 旅費等について
11 月 21 日	第 5 回プロジェクト会議
	・ 旅費以外の経費について
11 月 29 日	第 6 回プロジェクト会議
	・ 旅費以外の経費について
12 月 5 日	第 7 回プロジェクト会議
	・ 旅費以外の経費について
12 月 6 日	第 8 回プロジェクト会議
	・ 旅費以外の経費について
12 月 7 日	第 9 回プロジェクト会議
	・ 旅費にかかる諸規程改正案について
	・ 旅費以外の経費について
12 月 17 日	第 10 回プロジェクト会議
	・ 議員報酬、政務活動費等について
12 月 18 日	第 11 回プロジェクト会議
	・ 議員報酬、政務活動費等について
12 月 20 日	第 12 回プロジェクト会議
	・ 議員報酬、政務活動費等について
平成 31 年 1 月 17 日	第 13 回プロジェクト会議
	・ 議会経費削減に関する検討結果報告(案)について
2 月 12 日	第 14 回プロジェクト会議
	・ 議会経費削減に関する検討結果報告(案)について

「議会経費削減に関する検討プロジェクト会議」の設置について

平成30年7月13日の議会改革推進会議役員会において、議会経費削減の検討を行うため、プロジェクト会議を設置することが決定されたので、次のとおり処置する。

1 名称

議会経費削減に関する検討プロジェクト会議

2 目的

議会経費削減に関する検討を行い、検討結果を取りまとめる。

3 構成

(1) 10名の委員で構成する。

(新政みえ4名、自由民主党県議団3名、その他会派3名)

(2) 正副座長については議会改革推進会議役員から選出する。

(座長は新政みえ、副座長は自由民主党県議団)

4 その他

検討方法、スケジュールは、発足後のプロジェクト会議において定める。

※ 平成30年12月6日の代表者会議において「旅費にかかる諸規程の改正作業も議会改革推進会議で行ってほしい」との依頼があり、目的に「旅費にかかる諸規程の改正作業を行う」を追加。

議会経費削減に関する検討プロジェクト会議名簿

役 職	氏 名	会 派 名
座 長	下野 幸助 議員	新政みえ
副座長	津田 健児 議員	自由民主党県議団
委 員	三谷 哲央 議員	新政みえ
委 員	津村 衛 議員	新政みえ
委 員	中瀬古初美 議員	新政みえ
委 員	水谷 隆 議員	自由民主党県議団
委 員	野口 正 議員	自由民主党県議団
委 員	山内 道明 議員	公明党
委 員	岡野 恵美 議員	日本共産党
委 員	稲森 稔尚 議員	草の根運動いが